

監査結果公表第25-3号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成25年8月27日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	田中裕子
同	西田尚美

記

1 措置の通知

平成14年度から24年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知
平成25年8月26日付け 政行第41号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧
できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 田 中 裕 子 様
八尾市監査委員 西 田 尚 美 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月20日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、
委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

補助金の財務事務の執行について

○平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成20年度包括外部監査について

国民健康保険事業及び介護保険事業について

○平成21年度包括外部監査について

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

○平成22年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成23年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成24年度包括外部監査について

水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について

※なお、平成16年度包括外部監査「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成17年度包括外部監査「「公の施設」の管理運営について」及び平成18年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成25年7月20日現在)

【参考】

年度	監査の内容	結果意見の 件数		平成25年1月20日 までの取り組み済み 件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応 件数
					取り組み済み 件数	うち「措置済み」 件数	うち「市の判断によ り対応」件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	21	1	1	0	0
		意見	53	51	1	1	0	1
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	245	1	1	0	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	0	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	26	0	0	0	7
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	17	0	0	0	2
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	6	0	0	0	4
		意見	44	42	1	1	0	1
22	歳入の執行事務について	結果	5	3	1	1	0	1
		意見	25	10	3	2	1	12
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	0	12	10	2	6
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	—	0	0	0	2
		意見	8	—	0	0	0	8
合 計		結果	71	62	2	2	0	7
		意見	588	533	18	15	3	37

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したものの。

1. 平成25年7月20日現在で改善措置等を講じた事項

【平成14年度】出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(1) 財団法人八尾市清協公社について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 平成20年度決算から平成23年度決算まで、退職給与引当金を一部計上いたしました。 現在、公益財団法人への移行認定申請中であり、退職給与引当金は認定要件である経理的基礎のひとつとして審査されており、公社職員が八尾市へ採用された場合の退職金通算規定(条例改正 H22.12.24 施行 H23.4.1)を踏まえ、当年度末時点の退職給与引当金が、退職金支払義務額として妥当な範囲であるとして、公益認定が受けられるよう努めてまいります。	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 当該法人は、大阪府知事より公益財団法人への移行が認定され、平成25年4月1日より公益財団法人八尾市清協公社として引き続き事業を行っております。 公益財団法人への移行認定においては、現在の退職給与引当金の計上額が経理的基礎を確保していると認定されたものであり、今後も引き続き公益財団法人の認定要件である経理的基礎を確保するため、退職給与引当金を適正に計上してまいります。 (措置済み)

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 平成20年度決算から、毎年度、委託料に退職給与引当金繰入額を含めており、今後につきましてもひきつづき必要な退職給与引当金繰入額を計上してまいります。	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 公益財団法人への移行認定により、退職金通算規定を踏まえた退職給与引当金の計上額が経理的基礎を確保していると認定されたことから、委託料に含めていた退職給与引当金繰入額の妥当性が認められたと考えられます。 今後も引き続き、必要な退職給与引当金繰入額及び減価償却額を適正に計上してまいります。 (措置済み)

【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2) 各補助金について

八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域安全課	防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 防犯灯の設置に関しては、地域安全マップなどを活用し、地域防犯活動と連携し、犯罪に遭いやすい場所に、効果的に防犯灯を配置できるよう、引き続き事業を進めていきます。また、本年度から、補助金のより効果的な活用のため、LED防犯灯の補助基準の見直しを行い、「やお防犯計画」に基づいた、より計画的なLED防犯灯設置補助の検討を行っていきます。	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 防犯灯整備推進事業については、既存の防犯灯を平成 26 年度までに 81%LED 化することを目的として、効果的・効率的に整備推進を図るため、やお防犯計画における防犯灯整備促進の方針に基づき要綱改正を実施し、補助基準を見直しました。 今年度はその基準に従い、補助率の導入により地域負担を導入、加えて、補助金申請受付を年一回とすることで、地域が整備優先度の高いと考える場所や、市が警察との連携により把握した犯罪発生状況の高い地域に計画的に整備推進しています。 (措置済み)

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

6. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	保健推進課	システム年間保守費の積算根拠(表中 22)について	健康管理システムの機器及びシステム保守契約のうち、業者より入手しているシステム保守費の内訳明細は下記のとおりである。保守費の月額および年額が示されているのみで業務内容の詳細の資料はない。 当初のプロポーザル方式で業者選定した際に、そもそも年間保守額が提示されていたのかも把握されていない。必要工数と必要なシステムエンジニアのレベル、すなわち労務単価を見積書上も明確化するよう業者に要請し、単価が妥当であるのか、入手している作業報告書等により検証すべきである。	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 保守内容については見積書で、保守仕様については契約書に明記する方向で検討しております。またひきつづき作業報告書等により保守業務内容の把握に努めてまいります。(平成 25 年 4 月より改善予定)	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 平成 25 年 4 月にシステム機器の入替えを行い、これに合わせて平成 25 年度委託契約よりシステム保守の内訳詳細を明記しました。 (措置済み)

【平成22年度】歳入の執行事務について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

1. 市税

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市民税課	法人市民税の減免申請書について	<p>地縁団体は、地方自治法及び地方税法により公益法人等に該当し、地方税法第 296 条第1項第2号に規定する非課税法人ではないことから、法人市民税の納税義務者となる。</p> <p>地縁団体の減免は、八尾市市税条例第 44 条第4項第2号により認められているが、市では、当該団体に対し、課税をしていないため、減免申請書の提出を求めている。</p> <p>当該団体に対する減免に関しては、減免手続の適法性を確保する観点から、課税を決定し、納期限までに減免申請書の提出を求めなければならない。</p>	<p>「地縁団体台帳」の改正後、個別に設立届又は開設届、法人市民税均等割申告書及び減免申請書の説明を行い、順次、申請の提出を求めています。</p> <p>今後も市民ふれあい課と調整し適正な申請を求めています。</p>	<p>「地縁団体台帳」に基づき、設立届又は開設届、法人市民税均等割申告書及び減免申請書の提出を求め、全ての団体から提出されました。</p> <p>今後も市民ふれあい課と調整し適正な申請を求めています。</p> <p>(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

3. 国民健康保険料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	国民健康保険料の収納率の向上策について	<p>国民健康保険料や介護保険料などの社会福祉にかかる保険料の収納率を高い水準に維持しておくことは、長期的視点からみた歳入確保策としても重要といえる。</p> <p>社会経済状況の悪化や公的医療保険制度の制度上の課題などにより収納率が低下するなか、消滅時効や先取特権で有利な国民健康保険税の導入も一考の価値がある。国民健康保険料は、国民健康保険法に基づく保険料ではなく地方税法に基づく国民健康保険税として徴収することもできる(国民健康保険法第 76 条第1項但書、地方税法第5条第6項第5号)。保険料方式と税方式とは、制度上次のような相違点がある。保険料方式の場合、消滅時効は2年である(国民健康保険法第 110 条第1項)が、保険税の消滅時効は5年(地方税法第 18 条及び 18 条の3)であり、徴収の順位も、保険料は先取特権の順位は地方税の次(国民健康保険法第 80 条第4項)であるが、保険税は地方税であるため市町村民税等と同順位(地方税法第 14 条)となる。</p> <p>これらの点を考慮すると、少なくとも滞納債権管理の上からは、保険料方式よりも税方式の方が有利であると考えられ、さらに八尾市は、大阪府下の他市町村と比較して市税の収納率が優れているという特長があることから税方式を導入することで、保険料方式では制度上の壁により難しかった納税者情報の共有や収納率向上のノウハウ等の共有が可能となる利点がある。</p> <p>一方、厚生労働省は「保険税」から「保険料」への移行</p>	<p>保険料の滞納対策については、引き続き、滞納ランク別整理を行うとともに、納付案内コールセンターを設置し、滞納初期段階を対象とした納付勧奨を行っております。また、財産調査決定通知書等の滞納者への文書送付件数の拡大による接触の機会の確保、納付相談体制等の強化、さらに収納ノウハウの共有と連携を目的とした債権管理室・納税課との連携会議の開催など取り組みを進めております。</p> <p>保険料から保険税への移行については、ご意見にもありますとおり、国の方針及び大阪府における広域化の方向性等の動向から保険税への移行は検討しておりません。</p>	<p>今般(平成 25 年 4 月)、大阪府において、平成 22 年 12 月に策定された国民健康保険広域化等支援方針が見直され、新たに平成 26 年度までの支援方針が策定されたので、本市もそれに合わせた「収納対策緊急プラン」を策定しました。</p> <p>今後は、当プランに基づき収納対策を強化し、取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、債権管理室・納税課との連携につきましては、収納ノウハウの共有と連携を目的とした連携会議の開催などの取り組みを進めております。</p> <p>(措置済み)</p> <p>保険料から保険税への移行については、ご意見にもありますとおり、国の方針及び大阪府における広域化の方向性等の動向から保険税への移行は検討しておりません。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

		<p>を長年の課題としており、むしろ逆の方向性を指導しており、さらに大阪府においても府内の市町村の国民健康保険事業の財政安定化や負担の公平化を図るため、国民健康保険制度の広域化に取り組んでいるが、そこでも収納率の向上をめざしている。府内では、保険料方式が多数であることから、今から国民健康保険税を導入する事は府内における広域化の流れにも反することとなる。</p> <p>ただ、市税で高い収納率を確保できているノウハウを国民健康保険料や介護保険料に活かす余地はないのかは、さらに検討する余地があるのではないかと。府内で保険料の収納率の高い税部門の取り組みを参考とし、債権管理課との連携をさらに強化し収納率の向上に引き続き取り組むとともに、全庁的なプロジェクトが必要であると考える。</p>		
--	--	---	--	--

6. し尿くみ取り手数料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針														
2	環境施設課	し尿くみ取り事業の在り方について	<p>市のくみ取り世帯数は減少傾向にある(平成 21 年度現在 8,356 世帯7%)。また、第5次総合計画基本計画の目標別計画(行政案)で平成 32 年までの公共下水道(汚水)整備人口普及率 100%及び公共下水道接続率 92%が目標に掲げられているため、くみ取り世帯数はさらに減少していく。し尿くみ取り事業と下水道事業は相関関係にあることから、下水道普及率の向上に伴い、スケールメリットの観点からし尿事業が非効率になっていくことが容易に想像できる。</p> <p>このような現状の中で問題となるのは、し尿くみ取り事業の在り方についてである。平成 21 年度の決算によると、し尿事業単独では4億 8,000 万円程度の歳出超過となっている。歳出超過分を減少するには、さらなる歳出削減を図る若しくは歳入確保を図らざるを得ない。市では歳出削減を図る施策として、収集量の減少に伴う収集車の削減、将来的にはし尿収集運搬業務の市直営化及び清協公社の解散について検討している。これらの施策のほか、し尿くみ取り手数料の見直し及び水洗化促進を図ることが考えられる。</p> <p>市では、くみ取り手数料の見直しは平成 16 年度の包括外部監査に指摘された事項であったため、平成 22 年1月 12 日現在において一定の検討を行い、対応をしてきている。府内の類似団体間でのし尿くみ取り手数料の比較を行うと以下の通りとなる。なお、し尿くみ取り手数料の算定は次の仮定による。4人家族の一般家庭(便槽1個)し尿排出量 240 リットル^(注1)。</p> <p>(し尿くみ取り手数料とくみ取り人口の比較)</p> <table border="1" data-bbox="607 1396 1137 1509"> <thead> <tr> <th>豊中市</th> <th>茨木市</th> <th>吹田市</th> <th>寝屋川市</th> <th>枚方市</th> <th>八尾市</th> <th>岸和田市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,500 円</td> <td>280 円</td> <td>0 円</td> <td>540 円</td> <td>400 円</td> <td>1,200 円</td> <td>1,824 円</td> </tr> </tbody> </table>	豊中市	茨木市	吹田市	寝屋川市	枚方市	八尾市	岸和田市	3,500 円	280 円	0 円	540 円	400 円	1,200 円	1,824 円	<p>水洗化促進に関しまして、下水道事業の所管課と協議を行い、し尿収集事業を通じて未水洗家屋やその近隣の状況をよく把握している清協公社が、下水道供用開始区域内での作業通路確保困難ケースを中心に、下水道切替普及促進に関する連携を努めております。</p> <p>現在、清協公社は、公益財団法人への移行認定申請中であり、下水道切替普及促進につきましても、法人の公益性のひとつとして審査されており、公益認定が受けられるよう努めてまいります。</p> <p>なお、手数料の金額については、一定の検討を行った結果、府内でも低額とはいえない現在の状況下で、下水道供用区域内で下水道未接続中には、低廉な家賃で居住する準生活困窮世帯も多いため、更なる受益者負担を求めべきではないという考えに至っています。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>水洗化促進に関しましては、下水道事業の所管課と協議を行い、し尿収集事業を通じて未水洗家屋やその近隣の状況をよく把握している八尾市清協公社が、下水道供用開始区域内での作業通路確保困難ケースを中心に、下水道切替普及促進に関する連携を進めてきたところであります。</p> <p>八尾市清協公社は大阪府知事より公益財団法人への移行が認定され、平成 25 年 4 月 1 日より公益財団法人八尾市清協公社として引き続き事業を行っており、今後も引き続き上記の下水道切替普及促進の取り組みを進めていくとともに、下水道未接続の地域においては、当該法人のし尿収集事業による対応を行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>なお、手数料の金額については、一定の検討を行った結果、府内でも低額とはいえない現在の状況下で、下水道供用区域内で下水道未接続中には、低廉な家賃で居住する準生活困窮世帯も多いため、更なる受益者負担を求めべきではないという考えに至っています。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
豊中市	茨木市	吹田市	寝屋川市	枚方市	八尾市	岸和田市													
3,500 円	280 円	0 円	540 円	400 円	1,200 円	1,824 円													

187人	4,801人	1,458人	6,299人	6,623人	28,196人	15,408人
------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

(注)くみ取り人口は平成20年度末現在(府HPより)

上記の通り、市のし尿くみ取り手数料は他市と比較して低額でないことがわかる。一方で市のくみ取り人口は最も多い。くみ取り人口の最も少ない豊中市のし尿くみ取り手数料が高額である理由は、手数料の算定方法が従量制となっているためである。

他方、水洗化促進策の一つとして、下水道供用開始から3年間に接続することを要件として助成する水洗化工事助成制度の充実等が考えられるが、上記同様平成16年度の包括外部監査で指摘済みであり市は検討の上、対応をしてきている。

平成21年度のくみ取り手数料と下水道使用料を比較すると次の通りとなる。1か月当たりのくみ取り手数料の平均は1,105円^(注2)となる一方、1か月当たりの下水道使用料の平均は4,243円^(注3)となる。すなわち、全てのくみ取り世帯が公共下水道を整備された「処理区域」に存在すると仮定するならば、当該世帯から得られる手数料は3.8倍程度増加することになる。

第5次総合計画基本計画の目標別計画(行政案)で掲げるように、市として公共下水道(汚水)整備人口普及率100%をめざしていくのであれば、一方で、汲み取り事業をどのように縮小していくかといった視点で制度を構築していかなければ、二重投資となる恐れがある。まずは、汲み取り人口(世帯)の内訳(調整区域、集合住宅、生活困窮者など)、下水道処理区域内における汲み取り人口(世帯)、そのうち、下水道供用開始後3年を経過している人口(世帯)等の状況を十分分析する必要がある。その上で、下水道事業・し尿事業の所管課が連携し、将来的なし尿くみ取り手数料の算定方法や徴収体系(供用開始後3年を境として徴収金額を段階的に設定するなど)を検討するとともに、水洗化促進に係る既存制度の再構築と新たな仕組み・制度の構築について検討していく必要がある。

(注1) 平成21年度収集量(24,130キロリットル)
 \div くみ取り世帯数(8,356世帯) \div 12
 =240リットル

(注2) し尿くみ取り手数料(110,837千円)
 \div くみ取り世帯数(8,356世帯) \div 12
 =1,105円

(注3) 下水道調定額(3,108,016千円)
 \div 水洗化戸数(61,042戸) \div 12
 =4,243円

8. 道路占用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	土木総務課	道路占用状況の定期実地調査の実施	<p>道路占用料は、法、条例による利用者による占用申請を前提としているため、網羅的に道路占用の事実が把握されているかが要点となる。</p> <p>ガス管・電線・電柱の敷設による道路の占用は、ガス・電力会社など当該事業者にとって本業である者の行為であり、また道路交通法による罰則規定もあるため(道路交通法第100条、第101条)、法令違反を犯してまで無申請となっていることは考えにくい。</p> <p>一方で、工事中足場、工事中仮囲いの設置や広告目的の工作物や看板の占用申請が網羅的になされているかには疑問が残る。平成20年度でこれらの占用申請者数は、延べ77法人で占用料も僅か9,694千円となっている。</p> <p>また、道路管理者として実地巡回調査は随時行われていると思料するが、網羅的に占用料が徴収されているか確かめるための実地調査は行われていないので、実地巡回調査時においては、道路占用申請がなされているか十分留意した調査の定期的な実施についても検討が必要であると考えます。</p>	<p>道路占用許可については、道路法施行令第10条(一般工作物等の占用の場所に関する基準)並びに第12条(構造に関する基準)に適合しなければならない。</p> <p>実地巡回調査では、上記基準に適合しないものが数多くあり、占用許可できないことから占用料収入は見込めない。</p> <p>今後も不適格な物件については、粘り強く是正指導をおこないます。</p>	<p>実地巡回調査を適宜実施する中で、現在までに幹線道路沿いを中心に市域全域を調査し、道路法施行令の基準に適合するもので占用許可申請がなされていないものについては、申請を行うよう是正指導を行いました。</p> <p>また、定期的に市域全域を網羅的に調査することについて検討を行ったところ、民間委託・市職員による直接実施等いずれの手法でも費用対効果が見込めないことから、実施は困難という結論に至りました。今後も実地巡回調査により状況の把握に努め、未申請の物件への是正指導を行うとともに、不適格な物件については是正指導を合わせて行ってまいります。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

【平成23年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取組み等について

1. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	教育政策課	中長期的な小・中学校の学校規模の適正化計画を策定すべきである	<p>学校を効果的・効率的に運営していくためには、現在予想できる大規模修繕や建替の時期、ライフサイクルコスト等すべての事項を検討した上で、できるだけ速やかに学校規模の適正化計画を策定すべきである。</p> <p>現在、耐震工事を優先的に進められており、児童生徒の安全確保を図るためにも優先的、重点的に耐震工事を実施すべきと考えられる。しかしながら、耐震工事を実施した後、すぐに耐用年数が到来することになれば建替が必要となり、耐震工事と建替工事であれば二重投資が発生することも考えられる。そのような状況を十分に認識したうえで、耐震工事を進めるべきである。</p> <p>たとえばA中学校は、平成32年度に耐用年数が到来するが(建替金額:1,925百万円)、耐震補強は平成27年度までに施工される予定である(耐震施工費用:117百万円)。</p>	<p>教育委員会では、学校園施設の耐震化を最重要課題として位置づけ、平成27年度、耐震化率100%をめざして取組みを進めています。</p> <p>一方、一定規模を超えて大規模化や小規模化が進んでいる学校に対しては、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から学校規模等の適正化を推進する必要があり、大規模改修や建替など、学校施設を充実させることも方策の一つであると考えています。</p> <p>このような状況に鑑み、学校規模等の適正化にあたっては、耐震工事と学校施設面の充実との二重投資を避けるべく、必要に応じて現行の耐震化計画を見直すなど、学校施設の耐震化を踏まえながら取組みを進めてまいります。</p> <p>特に、大規模校である志紀小学校については、運動場及び給食調理場を拡張するとともに、特別教室等を増設するため、平成26年度に予定している北側校舎の耐震補強工事を取り止</p>	<p>学校規模等の適正化につきましては、平成22年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、各学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、適宜早期の対応を図る形で進めてまいります。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p> <p>なお、学校園施設の耐震化につきましては、平成27年度の耐震化率100%をめざして取組みを進めているところですが、耐震工事と建替工事の二重投資を避けるべく、耐震化計画の見直しを行い、二重投資が発生するケースがないようにいたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

				め、平成 27 年度までに教室棟を新築し、教育環境の改善を図ってまいります。 なお、他の学校については、学校規模等の適正化に向け、引き続き、検討してまいります。	
--	--	--	--	---	--

3. 就学援助制度について

(1) 就学援助に係る支給単価について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	学務給食課	臨海・林間学舎費及び修学旅行費について、国の予算単価に準じた支給単価(上限額)を参考に検討することが望ましい	市独自の支給単価について明確な算定根拠がなく、府内市町村の状況も考慮すると、臨海・林間学舎費と修学旅行費については実費支給ではなく、国の予算単価に準じて上限を設ける方向で検討することが望ましい。 臨海・林間学舎費は、仮に国の予算単価を上限に設定した場合、平成22年度の金額を基礎として監査人が試算した結果、14,153 千円から10,657 千円に減少し、3,496 千円の支出(一般財源負担)を抑制できると推計される。 また、修学旅行費は、市教育委員会が試算した結果、66,574 千円から 62,265 千円まで減少し、4,309 千円の支出(一般財源負担)を抑制できると推計される。	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成 25 年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	平成25年度より、臨海・林間学舎費については上限額を引き下げ、修学旅行費については国の予算単価に準じて上限額を設定しました。 (措置済み)

(2) 就学援助受給者に係る給食費の納付について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	学務給食課	就学援助受給者の給食費納付状況を把握し、滞納防止に努めるべきである	現在の支給方法では、学校長への委任がない限り、滞納があったとしても保護者から申請があり準要保護世帯に認定されれば、引き続き給食費が直接保護者に支給されることになる。このような支給方法であると、給食費の目的で支給されたものが他目的に使用され、給食費の滞納につながる可能性も否定できない。 また、就学援助を受けながらも給食費を滞納している保護者について、必要に応じて各学校から市教育委員会に問い合わせがあるものの、市教育委員会では、滞納状況をタイムリーに把握できていない。 市教育委員会自らが滞納の状況を把握し、直接、指導や監督、督促を行う他にも、就学援助受給者における給食費の滞納を防ぐためには、以下のような方策が想定される。 ・ 現行では保護者が指定する金融機関への口座振込みが主である給食費の支給を、原則として学校長口座への支給とするように変更する。 ・ 給食費の支払を免除する規定を別途設け、就学援	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成 25 年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	就学援助受給者が学校徴収金を納付しないときは、学校長からの依頼により就学援助費を学校長の口座に振り込むことができるように、八尾市就学援助規則(昭和 47 年教育委員会規則第 10 号)の改正(平成 25 年 4 月 1 日施行)を行いました。 (措置済み)

			<p>助の支給単価から給食費を廃止し、市から私会計の学校給食会へ相当額を補填する。</p> <p>・ 就学援助に関する規定を改定し、正当な理由なく支払いを拒否するなど悪質な滞納者に対しては就学援助の取消、返納を実施する。</p>	
--	--	--	--	--

(3) 準要保護世帯の認定基準額について

① 教育費・給食費について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	学務給食課	認定基準額から教育費と給食費を除くことが望ましい	<p>認定基準額の内容を検討すると、生活保護の基準費目を積み上げた額の総額に 1.1 を乗じて算定する方法を採用しており、わずかに認定基準額を超えた者については、この「余裕幅」によって救済されていると考えられる。</p> <p>このことから、準要保護世帯の認定基準額から教育費と給食費を除くことが望ましいと考える。</p>	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成 25 年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	八尾市就学援助実施要綱を制定(平成 25 年 4 月 1 日施行)し、準要保護世帯の認定基準額から教育費と給食費を除きました。 (措置済み)

② 期末一時扶助について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	学務給食課	認定基準額から期末一時扶助を除くことが望ましい	<p>国の設定した生活保護基準では期末一時扶助が加算されているが、就学援助制度の認定基準額の算定においては別途社会通念に応じた基準額を設定すべきであり、「もち代」の性質を持つ期末一時扶助を認定基準額に含めることは、現代の社会通念に合致しないと考える。</p> <p>現代は小売店も通年営業を行い、年賀状等の慣習も電子メール等の普及で簡略化されつつある。そのような状況において、期末のみ 1 人あたり 14,180 円の支出があるとするのは過重な基準設定であると考えられる。</p> <p>したがって、期末一時扶助を認定基準額の算定から除くことが望ましい。</p>	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成 25 年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	八尾市就学援助実施要綱を制定(平成 25 年 4 月 1 日施行)し、準要保護世帯の認定基準額から期末一時扶助を除きました。 (措置済み)

③ 住宅費について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	学務給食課	持家と借家の加算額を区分することが望ましい	<p>借家は家賃として実際に支出するが、持家は維持管理費や固定資産税がかかるといっても家賃ほどの支出はない。一方、住宅ローンや修繕費の負担が大きいとの反論も予想されるが、それらは受給者の財産形成につながるものであり、行政が援助すべき支出ではない。</p> <p>また、申請手続きについては、市の手続き面や市民の利便性においては負担になるかもしれないが、毎回証明書を求めるのではなく、初回のみ証明書を求め、2 年目以降は住所変更がないかどうか住民基</p>	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成 25 年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	八尾市就学援助実施要綱を制定(平成 25 年 4 月 1 日施行)し、準要保護世帯の認定基準額において、持家と借家世帯の場合で加算額に区分を設けました。 (措置済み)

			<p>本台帳とチェックするといった簡便な手続きを含めて検討すべきと考える。</p> <p>経済的に見ても、持家と借家の基準額が同一であることは不合理であり、再度、持家と借家の加算額を区別するよう検討が望まれる。</p>		
7	学務給食課	加算額の見直しを検討すべきである	<p>府内の他市町村の住宅費の取り扱い状況を見ると、そもそも住宅費を認定基準額に含めていない団体が12 団体、国の基準156,000 円以下の団体が9団体、市の基準456,564 円以下の団体が3 団体あり、住宅費の加算には消極的な姿勢をとる団体も多い。</p> <p>公的な援助は、最低限の生活を維持するために実施されるべきものであり、市営住宅の家賃等の水準も考慮すると、削減(加算額の見直し)を検討する余地があると考えられる。</p>	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成 25 年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	<p>準要保護世帯の認定基準額において、借家世帯の住宅費の加算額については、検討の結果、現行の算出方法を維持することに決定しました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

④認定倍率について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	学務給食課	認定倍率の見直しを検討すべきである	<p>認定基準額の計算方法は、すべての項目に認定倍率を1.1 を乗じて算定することになっているが、すべての項目に適用する必要があるかどうかについては検討が必要である。</p> <p>また、生活保護法の基準費目を取捨選択して認定倍率を乗じている府内市町村もあり、生活保護費の場合、4人以上の世帯には各費目において一人あたりの負担額が低くなると想定し、生活保護法による保護の基準に基づき、4人世帯には 0.95、5人以上の世帯には 0.9 を基準費目第一類に乗じた額が実際に支給されている。就学援助制度も生活保護費に準じて、一定の規模を超える世帯について認定倍率を引き下げる措置を検討すべきである。</p>	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成 25 年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	<p>八尾市就学援助実施要綱を制定(平成 25 年 4 月 1 日施行)し、認定基準額については、引き続きすべての認定項目に 1.1 を乗じ算定することとしました。ただし、生活保護法に基づく居宅基準第一類の表に定める個人別の基準額に関する項目については、世帯人数に応じた減額補正(4人以上世帯に 0.95 を乗じる)を加えた上で認定倍率を乗じて算出することとし、認定基準額の引き下げを行いました。</p> <p>(措置済み)</p>

⑤単身赴任控除について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	学務給食課	認定基準算定の際の単身赴任控除を除外すべきである	<p>世帯主が単身赴任している世帯について、単身赴任により追加の負担が発生しているのであれば、本来単身赴任させる勤務先が負担すべき性質のものである。また、府内他市町村でも採用されていない制度であるため、単身赴任控除については認定基準から除外することを検討すべきである。</p>	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成 25 年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	<p>八尾市就学援助実施要綱を制定(平成 25 年 4 月 1 日施行)し、準要保護世帯の認定基準算定の際の単身赴任控除を除外しました。</p> <p>(措置済み)</p>

(4)就学援助システムについて

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	学務給食課	委託仕様書の見直しを検討し、委託料の縮減を図るべきである	<p>就学援助システムの保守経費は平成22年度決算において1,202千円となっており、内訳はトラブル対応や処理立会い等に関わるソフトウェア保守経費が997,500円、サーバーやパソコンの保守管理費であるハードウェア保守経費が204,120円である。ソフトウェア保守経費は主に、システムエンジニアの処理立会いに対する経費であり、委託契約に基づく平成22年度の出務実績は10回程度であったとのことから、1回あたりの経費は10万円弱となる。</p> <p>現状、職員自身で操作を行えないのであれば、プログラム変更等の実施も含めてシステム業者と協議を行い、委託仕様書の見直しを検討するとともに、制度改定に応じたシステムの入れ替えも考慮した上で、ソフトウェア保守経費及びハードウェア保守経費の縮減を図るべきである。</p>	システム業者と協議のうえ、委託仕様書の見直しを行い、委託料の縮減を図りました。	システム業者と協議のうえ、委託仕様書の見直しを行い、委託料の縮減を図り、平成25年度の契約を行いました。 (措置済み)
11	学務給食課	個人情報保護の観点から、市職員がシステム操作を行うことが望ましい	<p>就学援助システムの運用に関わっているシステム業者は、すべての場面において、住基データ、税データ、未申告者リスト、準要保護者認定の是非といった高度な個人情報を扱っており、個人情報保護には十分留意する必要がある。</p> <p>システム業者とは現状、個人情報保護について別途契約を締結し、市の個人情報保護審査会の審査も受けているが、今後システム業者との協議やプログラム変更、新しいマニュアルの入手を経た上で、地方公務員法で守秘義務を課せられている市職員がこれらのシステム操作を行うことが望まれる。</p>	本システムに限らず、市職員がすべてのシステム操作を実施することは、専門性・効率性等の観点から、現実的には困難であります。個人情報保護の観点を十分理解した上で、システム業者がすべき操作、市職員がすべき操作を切り分けて、厳重に個人情報の保護を行ってまいります。	委託仕様書の見直しの中で、市職員が対応可能なシステム操作の範囲について整理を行いました。市職員が全ての操作を実施することは、専門性・効率性等の観点から、現実的には困難です。 つきましては、システム業者において個人情報の保護が厳重になされるよう、個人情報の保護についてより一層厳格な運用を図ってまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

(6)継続可能な就学援助制度の設計について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	学務給食課	継続可能な就学援助制度の設計に向け検討を行うべきである	<p>将来の八尾市を支える児童生徒の教育・育成も重要な政策の一つではあるが、低所得者層への支援施策を例外としてはならない。</p> <p>また、認定基準の算定方法をより簡素化して、一般市民にも公開し、例年1,000件ほどある不認定を減少させる、医療費控除や単身赴任控除等の添付書類が必要な控除項目を減らし、事務手続きを簡素化するなど、事務負担の軽減も検討の余地があると思われる。</p> <p>継続可能な就学援助制度の設計においては、市の厳しい財政状況も踏まえ、支給額や支給基準を見直すとともに、事務手続きも簡素化し、最小の費用で</p>	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために就学援助制度検討会議を設置し、平成25年度からの実施に向けて、制度全体の具体的な検討を行っています。	申請書の簡素化等により事務負担の軽減を図るとともに、支給額や支給基準を見直すなど、継続可能な就学援助制度の設計を行い、平成25年度より実施いたしました。また、今後も定期的に見直しを行ってまいります。 (措置済み)

			最大の効果を発揮するよう、真に援助を必要とする世帯に援助がなされるよう制度設計を見直すべきである。		
--	--	--	---	--	--

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成14年度】 出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について
(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	清協公社の今後のあり方について イ) し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集業務以外の業務につきましては、段階的に廃止の方向で進めており、平成22年度末に防疫業務の委託を廃止し、現在は放置自転車移動保管等業務のみとなっております。 現在、公益財団法人への移行申請において、し尿収集業務等への特化の方針を示しており、委託廃止に向けて、引き続き関係課と協議を進めてまいります。	当該法人は、平成25年4月1日より公益財団法人八尾市清協公社として引き続き事業を行っております。現在、放置自転車移動保管等業務の廃止に向けて関係機関と協議を進めており、し尿収集業務等への特化に向けた取り組みを進めてまいります。

【平成19年度】 人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1) 定数管理	定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。 定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。 しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。 定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。	定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、数値目標を定めることが難しい状況は継続しております。 今後も、人件費総額についてのトータルコストを意識しながら、定数外職員の任用に関する個別理由を精査し、引き続き、数値目標となるべき指標のあり方について検討してまいります。	定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、数値目標を定めることが難しい状況は継続しております。 今後も、人件費総額についてのトータルコストを意識しながら、定数外職員の任用に関する個別理由を精査し、引き続き、数値目標となるべき指標のあり方について検討してまいります。

<p>2</p>	<p>人事課 行政改革課</p>	<p>(2)職員配置</p>	<p>(市長部局) 現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。 過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。 しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。 また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討すべきである。 事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。 さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。 一方、制度改革が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>	<p>平成24年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き、所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用やアウトソーシングを含め任期付職員の採用についても検討してまいります。 さらに、提案型公共サービス実施制度モデル事業として、平成22年度からの継続分の3事業、並びに、平成23年度からの継続分として、「ふるさと雇用再生基金事業納付案内コールセンター業務」他1業務を外部委託しております。 これらの業務の実施実績等を検証し、適切な職員配置のあり方を引き続き検証してまいります。</p>	<p>平成25年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用やアウトソーシングを含め任期付職員の採用についても検討してまいります。 さらに、提案型公共サービス実施制度の構築を進め、平成22年度には3事業、平成23年度には2事業をモデル事業として実施し、モデル事業の効果検証を踏まえ、平成25年3月から制度の本格実施を開始しております。 これらの業務の実施実績等を検証し、適切な職員配置のあり方を引き続き検証してまいります。</p>
----------	----------------------	----------------	---	---	---

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表 八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。 八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準について、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、適正な給与水準について、引き続き検討してまいります。なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施しております。また、平成24年4月1日から平成26年3月31日までは1～2%の給料カットを実施し、平成25年4月1日から給料表の平均0.23%の引下げを、既に実施している減額措置に内包させる形で行います。また、平成18年の給与改定における経過措置額について、段階的に引き下げていきます。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準について、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、適正な給与水準について、引き続き検討してまいります。なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。また、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで1～2%の給料減額措置を実施し、平成25年4月1日から給料表の平均0.23%の引下げを、この減額措置に内包させる形で行いました(これにより平成25年4月1日から平成26年3月31日までの給料減額措置は0.77%～2.77%に変更)。また、平成18年の給与改定における経過措置額について、段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止することいたしました。</p>

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課	(1)期末手当・勤勉手当	<p>ア)勤勉手当の支給額の算定方法 勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したもとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。</p>	<p>人事評価については、平成21年度から、管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職には、実績評価を加え、職員の人材育成を目的に、継続試行実施しています。勤勉手当への反映については、引き続き、大阪府下の状況について検証しながら、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも検討してまいります。</p>	<p>人事評価については、平成21年度から、管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職には、実績評価を加え、職員の人材育成を目的に、継続試行実施しています。勤勉手当への反映については、引き続き、大阪府下の状況について検証しながら、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも検討してまいります。</p>

5	職員課	(1) 期末手当・勤勉手当	<p>イ) 役職段階別加算</p> <p>期末手当及び勤勉手当について役職段階別加算率が加味されるが、役職による場合だけでなく、高卒採用在職27年以上または在職20年以上かつ年齢45歳以上の者については100分の10、高卒採用在職13年以上または在職7年以上かつ年齢31歳以上の者については100分の5の加算がされ、年功序列的な支給がなされている。役職段階別加算は、役職の職責に応じて支給するのが本来の制度の趣旨である。役職に応じた加算体系とすることを検討すべきである。</p>	<p>役職段階別加算制度につきましては、職員団体等への申し入れに基づき引き続き協議を行っております。年功序列的な要素を廃止し、役職に応じた加算体系とするため更なる協議をすすめてまいります。</p>	<p>役職段階別加算制度につきましては、職員団体等への申し入れに基づき引き続き協議を行っております。年功序列的な要素を廃止し、役職に応じた加算体系とするため更なる協議をすすめてまいります。</p>
6	人事課 行政改革課	(4) 超過勤務手当	<p>(市長部局等)</p> <p>平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつきが生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。</p> <p>その結果、前者については所属内における担当業務の内容により超過勤務に差が生じていること、後者については部総務担当としての業務にも従事している等、部内の間接部門としての役割も担っていることが判明した。</p> <p>また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリストアップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務の傾向があると考えられる。</p> <p>「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いことを正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討することとあわせて、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の効率化が図れるよう検討すべきである。</p> <p>また、部内の総務担当を兼務している職員については、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各部の共通する業務については一元化できる余地がないかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複しないよう工夫すべきである。</p>	<p>平成24年度、簡素で効率的な組織再編を目的のひとつとして、組織機構改革を実施いたしました。業務内容や業務量等を精査した上での、必要な職員配置については、技術的に困難ではありますが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。</p> <p>また一方、現在、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みを奨励するなど、業務の効率化、知識・技術の伝承・共有に努めており、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>	<p>平成25年度、簡素で効率的な組織再編を目的のひとつとして、組織機構改革を実施いたしました。業務内容や業務量等を精査した上での、必要な職員配置については、技術的に困難ではありますが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。</p> <p>また一方、現在、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励やノー残業ウィークやロー残業マンス(19時退庁月間)の実施など、知識・技術の伝承・共有、業務の効率化に努めており、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>

4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	人事課	(2)勤怠管理	①カードによる時間管理 本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこなっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退館時には磁気カードを通さないルールになっている。しかし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても勤務実態についての貴重なデータを把握するためにも、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握を行うべきである。	管理職の時間外退庁時の管理については、平成21年度より本庁舎以外の出先機関についても、磁気カードによる出退勤管理を導入し、勤務状況の把握に努めておりますが、定時退庁時の出退勤管理に関する取扱については、今後も継続検討してまいります。	管理職の時間外退庁時の管理については、平成21年度より本庁舎以外の出先機関についても、磁気カードによる出退勤管理を導入し、勤務状況の把握に努めておりますが、定時退庁時の出退勤管理に関する取扱については、今後も継続検討してまいります。

【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

国民健康保険事業

3. 収納事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	納付の利便性の向上について	現在、納付できる金融機関は市内のほぼ全ての銀行・郵便局等であるが、コンビニエンス・ストア等での支払いや電子納付等の方法により、夜間等でも納付可能にすることにより滞納状況が改善されるのではないかと考える。なお、以前は収納事務を私人に委託することはできなかったが、法改正により平成17年10月1日からコンビニエンス・ストアでの納付が可能となった。大阪府内では泉南市や河内長野市が導入済みであるが、市は未導入である。基本委託料、振込手数料がかかるということが未導入の理由であるが、不納欠損額が平成19年度においても約460百万円発生している現状においては、各種手数料の負担も考慮し、費用対効果を考えた上でコンビニエンス・ストア等での納付の導入を検討する余地があると考え。また、国民健康保険料及び介護保険料を一元化・集約化すること等によっても納付の煩雑性を緩和することができる。納付の利便性を向上することによって、納付率の向上に努める必要がある。	コンビニエンス・ストアでの納付につきましては、体系的な対応が必要であるため、現在、再構築を進めております。国民健康保険システムの運用開始後の平成26年4月より運用開始できるよう、取り組みを進めてまいります。	コンビニエンス・ストアでの納付につきましては、国保システムの再構築により、平成26年1月からの本格的なシステム稼働に伴い、平成26年4月より導入することとし、そのための準備作業を進めてまいります。

介護保険事業

5. 給付事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	介護保険課	事業者への立入調査について	介護保険課ではケアマネジャーの資格を有する調査員によりケアプランの妥当性チェックやサービス提供の方法までを含めた現地指導を行っており、請求の妥当性確保について実質面から意義のある活動をしていると考えられる。しかし、現状において、以下に示すように、まだ不十分な点も多い。	①ケアプラン提供実績の实在性のチェックについては、サービス提供記録票と請求実績との整合性の確認を実施するにあたっては、事業所の抽出を介護給付適正化システム等を活用し、効果的に実施しております。	①ケアプラン提供実績の实在性のチェックについては、サービス提供記録票と請求実績との整合性の確認を実施するにあたっては、事業所の抽出を介護給付適正化システム等を活用し、効果的に実施しております。

		<p>①サービス提供実績の实在性のチェック ケアプランの妥当性については慎重なチェックが行なわれているが、請求の基本となるサービス提供記録票等との整合性チェックは十分に行なわれていない。意図の有無にかかわらず架空請求が起らないように、ヘルパーごとの業務実績の实在性を確認し、その集計過程を含め請求が正確に行なわれているかどうかをチェックするように調査項目を検討する必要がある。</p> <p>②事業者選定基準の明確化 現状、毎年度継続的に運用できる事業者の分析、評価の一覧表がない。給付実績に基づいた各種の分析や過誤調整実績の分析等の結果に基づいて、評価一覧表を作成し、問題のある事業者の絞り込みや、ある一定の評価区分を設け評価ランクにより立入調査の頻度を変えといった対応も必要になると考える。現状は、事業者選定についての判断基準が明確でない。</p> <p>③過誤調整実績の把握 事業者への立入調査については、必ず調査結果に基づく過誤調整の実績金額を把握し、立入調査の効果を測定する必要がある。過誤調整金額を一つの業績評価指標として採用することにより、立入調査の効果が大きければ調査範囲の拡大が必要であるし、効果が薄ければ調査範囲を縮小してもよいという判断が可能になる。現状では、事業投入量の判断につながるような立入調査の実績評価指標が定められていない。</p> <p>④調査マニュアルの整備 毎年度、調査対象となる事業者と調査の重点項目とを定めているが、マニュアル化されたものはない。上記①～③の項目を踏まえ、市独自の調査マニュアルを作成し、立入調査についての判断基準の明確性と透明性を高める必要がある。</p>	<p>(措置済み)</p> <p>②事業者選定基準の明確化については、毎年度、テーマを設定し、これにより実地指導先の事業者選定を実施しています。また、給付実績の分析や介護給付適正化システム等を活用し、効果的に選定を行なっております。</p> <p>(措置済み)</p> <p>③過誤調整実績の把握については、国保連の請求コードを活用し、その実施効果の把握に努めております。</p> <p>なお、事業所の立ち入り調査については、国の給付費適正化計画に基づき実施しており、また、立入調査を行うという事業所への牽制効果も目的の一つとしているため、その他の評価指標の設定は困難です。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p> <p>④調査マニュアルの整備 既に、サービスごとに事業者において実施するチェックリストが大阪府より示されており、本市における確認事項もほぼ同様となっております。現状においては、個別ケースによりさらに重点的な確認を行っているところです。</p> <p>今年度の10月から大阪府より指定居宅サービス事業者の指定等にかかる権限が移譲されたことを受けて、市独自の調査マニュアル作成の検討も含めて、関係課と効率的・効果的な調査の実施に向けて、協議を行っているところです。</p>	<p>(措置済み)</p> <p>②事業者選定基準の明確化については、毎年度、テーマを設定し、これにより実地指導先の事業者選定を実施しています。また、給付実績の分析や介護給付適正化システム等を活用し、効果的に選定を行なっております。</p> <p>(措置済み)</p> <p>③過誤調整実績の把握については、国保連の請求コードを活用し、その実施効果の把握に努めております。</p> <p>なお、事業所の立ち入り調査については、国の給付費適正化計画に基づき実施しており、また、立入調査を行うという事業所への牽制効果も目的の一つとしているため、その他の評価指標の設定は困難です。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p> <p>④調査マニュアルの整備 既に、サービスごとに事業者において実施するチェックリストが大阪府より示されており、本市における確認事項もほぼ同様となっております。現状においては、個別ケースによりさらに重点的な確認を行っているところです。</p> <p>平成24年10月から大阪府より指定居宅サービス事業者の指定等にかかる権限が移譲されたことを受けて、関係課と効率的・効果的な調査の実施に向けて、協議をおこなっているところです。</p>
--	--	--	--	--

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 業務マニュアルの整備

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市政情報課	業務マニュアルの整備について	<p>市政情報課では、住民情報システム等のデータ入力作業などのオペレーションを毎期随意契約で委託している。随意契約理由は、「入力作業には正確性と熟練度を強く要求されること、データ入力機器及び住民情報システム対応のフォーマットでの作成機器での操作をしなければならないなど、専門知識と技術の習得が必要なこと」とされているが、この入力(パンチャー)業務は代替業者が存在しない業務とはいえない。</p> <p>随意契約とせざるを得ないのは、委託期間が長期にわたってしまったため、市職員では委託業者が変</p>	<p>住民情報システム等のデータ入力作業等のオペレーション業務については、汎用機システムの最適化を進める中で、現行の委託業務内容を大幅に見直すこととなります。そのため、汎用機のオープン化に合わせて全体的な見直しを行います。</p>	<p>住民情報システム等のデータ入力作業等のオペレーション業務については、汎用機システムの最適化を進める中で、現行の委託業務内容を大幅に見直すこととなります。そのため、平成25年度中に汎用機システムの最適化が完了する中で、新システムにおける業務内容が確定することから、平成26年度に業務要件を確定し、入札等新たに調達を行う予定です。また、単価についても、調達において競争性を確保し、適正な単価となるようにしてまいります。</p>

		<p>更すると操作方法を十分に説明できず、システム運用自体に不安がでるとい事情がある。</p> <p>すなわち任せ過ぎで交代が難しくなっているというのが現状である。</p> <p>契約業務単価も、前年度の単価が適用されているが、最新の日本データエントリー協会(パンチャー能力基準)など指標を参考にすべきである。</p> <p>情報システムの最適化を推進するうえでは、業務マニュアル・整備・仕様の明確化は最低限必要なことである。</p>	
--	--	---	--

3. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
2	市政情報課	住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託契約(表中11)について	実績チェックの方法が適切になされていない点が見られる。委託業務仕様書と勤務状況報告書の内容が一致していない。勤務状況報告書の提出は受けているが、内容の精査がされていない。また、実績と予算の対比もできていない。適切な実績チェック及び予算実績差異分析を行うべきである。	<p>住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託については、平成21年度より、各作業項目にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発したプログラム本数を割り出し実績チェックを行っています。</p> <p>勤務状況報告書の内容の精査については、一年を通して開発する案件や緊急障害対応等が各月においてプログラムの修正本数が何本と固定されているわけではないため、勤務状況報告書による内容は、その日に作業した内容を記載し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェックを行っており、平成22年度についても、年度末に実施し、実績チェックを行った上で平成23年度契約に反映しました。平成24年度においても、税システムのオープン化に伴い、作業内容が減少することから、その内容を平成25年度予算に反映しています。</p>	<p>住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託については、平成21年度より、各作業項目にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発したプログラム本数を割り出し実績チェックを行っています。</p> <p>勤務状況報告書の内容の精査については、一年を通して開発する案件や緊急障害対応等が各月においてプログラムの修正本数が何本と固定されているわけではないため、勤務状況報告書による内容は、その日に作業した内容を記載し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェックを行っており、平成22年度についても、年度末に実施し、実績チェックを行った上で平成23年度契約に反映しました。平成24年度においても、税システムのオープン化に伴い、作業内容が減少することから、その内容を平成25年度契約に反映しました。</p>
3	市政情報課	グループウェアシステム保守業務委託契約、住民情報システム電算オペレーション業務委託契約(表中7、9)について	単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行われていない。システム更新時に実績チェックを行い、その結果を次回のシステム更新時の要求仕様に反映すべきである。	<p>グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すために行うのは困難です。よって、平成24年度グループウェアの更新において、基幹システム最適化において精査した仕様を元に運用保守要件を精査した上で、設計開発と運用開始後5年間の運用保守費用の総額により費用比較を行い、価格競争入札により業者を決定しました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を決定)</p>	<p>グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すために行うのは困難です。よって、平成24年度グループウェアの更新において、基幹システム最適化において精査した仕様を元に運用保守要件を精査した上で、設計開発と運用開始後5年間の運用保守費用の総額により費用比較を行い、価格競争入札により業者を決定しました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を決定)</p>

				<p>一方、オペレーション業務についても、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされているかどうか等の実績チェックが中心となります。</p> <p>以上の状況の中で、オペレーション業務については汎用機のオープン化に合わせて契約内容等も含めて全体的な見直しを行う予定をしています。</p>	<p>オペレーション業務についても、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされているかどうか等の実績チェックが中心となります。</p> <p>以上の状況の中で、平成 25 年度中に汎用機システムの最適化が完了する中で、新システムにおける業務内容が確定することから、オペレーション業務については平成 26 年度に業務要件を確定し、入札等新たに調達を行うことで適正化を図っていく予定です。</p>
4	市民ふれあい課	八尾市立コミュニティセンター清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務委託契約(表中7、8)について	<p>作業の実績については契約書の定めに基づいてチェックされているが、過年度に契約検査課において一括で行われた入札において契約内訳の積算根拠が示されていない。ゆえに単価の妥当性が検証できない。コスト削減については十分留意されているところではあるが、積算根拠の明確化に努めるべきである。</p>	<p>八尾市立コミュニティセンター清掃業務に関し、平成 23 年 8 月 1 日からの長期契約締結にあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、人件費、間接費の記載のある積算内訳書入手して、金額の妥当性につき検証を行いました。また、契約締結後も金額算定の基礎情報入手したうえで履行内容の確認をし、更なる検証をした結果、妥当であると判断しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務については、次回の長期契約締結時(平成 25 年 10 月 1 日予定)より積算根拠を明確にすべく、検討します。</p>	<p>八尾市立コミュニティセンター清掃業務に関し、平成 23 年 8 月 1 日からの長期契約締結にあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、人件費、間接費の記載のある積算内訳書入手して、金額の妥当性につき検証を行いました。また、契約締結後も金額算定の基礎情報入手したうえで履行内容の確認をし、更なる検証をした結果、妥当であると判断しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務については、次回の長期契約締結時(平成 25 年 10 月 1 日予定)より積算根拠を明確にすべく、検討します。</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

6. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	学務給食課	学校園の害虫等駆除業務委託契約(表中6)について	<p>随意契約の理由があいまいであり明確ではない。確かに、本業務は、年度ごとの気象条件等に左右されるため総工数を発注段階で見積もることは困難である。しかし、過年度の統計を取る事により平均的な工数を見積もることは可能である。発注段階において総工数が確定しなくとも、入札に参加する業者がいるのならば、競争原理に基づく業者選定を行うべきである。</p>	<p>他市の状況等について調査しましたが、府下においては、本市と同様の仕様により業務実施している自治体は確認できませんでした。</p> <p>今後についても、仕様のあり方や参加業者の有無を確認し、適切な入札について検討を行ってまいります。</p>	<p>調査を続ける中で、現仕様書による業務が可能と思われる業者が確認できたので、今後、さらに仕様書を整備し、年度内に入札を実施し、業者選定を行えるよう取り組んでまいります。</p>

【平成22年度】歳入の執行事務について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	保証人の活用について	<p>入居時に保証人を設定しているが、家賃滞納時において保証人へ督促を行っている実績はなく、保証人制度が適切に運営されていない。</p> <p>滞納が始まった時点で滞納者に対して督促状に保証人に求償する旨の記載をし、保証人にもその旨を伝達する必要がある。理由は滞納額が多額になってから通知するのでは信義則に反するとともに、保証人の負担能力を考慮しても実行可能性に欠けることになるからである。そして、滞納月数が長期にわたる場合には、適切な時期に保証人に対して滞納家賃の請求を行っていく必要がある。</p>	<p>H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>住宅使用料の滞納督促の際に保証人に対しても、納付を促す文書送付を行った結果、保証人からの問合せもあり、分納誓約に至ったケースもあったため、保証人に対して通知を行うことは一定の効果があると考えています。また、保証人が死亡・不明のケースも散見されたため、八尾市営住宅条例施行規則を改正し、保証人の再選任について規定を設け、保証人に事故あるときは新たな保証人を選任するよう周知しています。</p> <p>保証人に対して求償していくかどうかについては、滞納額が多額になっているケースもあり、さらなる検討が必要と考えていますが、平成 25 年度中に求償に関する要綱の設置を考えており、保証人に対する求償について一定の方針を定めてまいりたいと考えています。</p>	<p>H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>住宅使用料の滞納督促について、保証人に対しても、使用料の納付を促す通知を送付することは、使用料の納付について一定効果があると考えられます。</p> <p>しかしながら、住宅使用料の滞納事務の過程の中で保証人に対しての督促、求償を行う基準等が明確になっていないため、一定指針となる要綱の制定するために他市の事例などを踏まえながら検討を行っている所です。</p> <p>これまでの検討をもとに、平成 25 年度中に要綱を作成していく予定です。</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

4. 放課後児童室使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	青少年課	債権管理について	<p>所管課は、予め保護者から「八尾市放課後児童室条例第5条第2号に規定する1か月以上放課後児童室使用料を滞納した場合には、入室許可を取り消すことを承諾します。」と明記した放課後児童室入室許可申請書を入手し、現年度分の滞納について個別電話催告や滞納者の入室許可保留を実施し滞納使用料の徴収に努めているが、現年度分及び滞納繰越分いずれにおいても、収納状況に改善はみられない。</p> <p>収納状況が悪化した原因を追究し、収納状況の改善に努められたい。</p>	<p>H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現年度分の滞納者に対して放課後児童室入室許可取消予告通知による催告書を送付し、納付または分納誓約を行わないものに対して最終催告状を簡易書留郵便にて送付しました。</p> <p>11 月末現在で現年度収納率が昨年同時期を 0.4 ポイント上回り 98.4%となっています。</p> <p>また、1月には、滞納繰越分も合わせて、夜間の訪問徴収を実施(2名構成で4チーム)し、行財政改革アクションプログラムの目標値である 99%に向け、取り組みを進めてまいります。</p>	<p>H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現年度分の滞納者に対しては、毎月督促状、催告書を送付します。それでも納付または分納誓約を行わないものに対しては、取消予告通知による最終催告書を簡易書留郵便にて送付します。</p> <p>また、今年度から、各児童室の滞納者状況を常に把握できるよう担当者制を導入し、従来以上にきめ細かな個別対応を行い、児童の入室中に納付してもらえよう取り組みます。さらに、引き続き夜間の訪問徴収を実施(2名構成で4チーム)し、行財政改革アクションプログラムの目標値である 99%に向け、取り組みを進めてまいります。</p>

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	住宅管理課	処分予定のない遊休地について	<p>公有地を有効活用することを目的として、公有地有効活用検討委員会が設置されており、下記に該当する以外の公有地については、処分に際しての制約、障害が無いか十分検討するとしつつも原則として処分する方針を定めている。</p> <p>① 本来の行政目的に従って活用するもの ② 新たな活用目的が明確で、市の公共施設用地として活用するもの ③ 行政で直接活用は困難であるが、民間などに貸付けることにより行政目的が果たすことが見込まれるもの ④ 現在のところ活用目的が明確でないが、将来、公共あるいは公共公益施設用地としての活用が期待できるもの</p> <p>ところが、市は西郡改良住宅27号館に隣接する土地を、平成9年度に約7千万円で取得している。当該土地は、住宅地区改良事業として取得されているが、取得以降事業化や処分予定もなく更地のままとなっている。取得に至る経緯も当時担当していた改良事業室(同室は平成9年度に廃止)の書類の保存年限が経過しており残っていない。当該遊休財産については公有地有効活用検討委員会による検討俎上にもあがっていない。その理由は当該土地は三方が民間私有地と隣接し、残りの一方は改良住宅の敷地と隣接するため、一般道に出るための通路が確保できないため処分ができないとされていた。しかしながら、当該遊休財産について上記④であるか再検討し活用するのであれば暫定利用も含め早期に資産活用を検討すべきである。</p>	<p>当該土地に関する状況は、前回回答時と変わっておりません。将来、隣接する27号館、26号館の機能更新時は、当該土地も含めた検討を行う予定であります。</p>	<p>当該土地に関する状況は、前回回答時と変わっておりません。将来、隣接する27号館、26号館の機能更新時は、当該土地も含めた検討を行う予定であります。</p>
3	住宅管理課	空き駐車場の有効利用について	<p>市営住宅の入居者の高齢化に伴い駐車場の空き区画が増加してきている。空き駐車場の有効活用方法を模索すべきである。</p> <p>4団地を比較した場合、西郡住宅の空き区画数が最も多い。また、安中住宅の使用率は他の団地と比較して特に低い。空き駐車場を放置しておくことは、違法駐車の原因となるばかりでなく、歳入確保にもつながらない。</p> <p>資産の有効活用の観点から、市営住宅の駐車場利用率の低い団地においては、駐車場区画の整理統合により一定の面積が確保できる土地については、他事業への転用や処分、駐車場の一部を周辺</p>	<p>棟前に設置している駐車場では、空き区画が生じてもすぐに閉鎖し、他用途に活用することはできないため、空き区画数が多くなることはやむを得ないと考えていますが、棟前以外の駐車区画で空き区画の割合が大きい駐車場については閉鎖する方向で、契約車両の移転をお願いしています。</p> <p>西郡住宅1～5号館の移転に伴い、当該住宅敷地内の駐車場区画について閉鎖しました。</p> <p>閉鎖後の駐車場用地の有効利用につきましては、コインパーキングへの転用など、市営住宅周辺の迷惑駐車対策なども視野にいれなが</p>	<p>市営住宅の入居者の高齢化に伴い、入居者の用駐車場については、空き区画が増加している傾向にあります。</p> <p>また、市営住宅の入居者からは、高齢者の親族や介護事業者の訪問用の駐車場を設けて欲しいとの地域から出ています。</p> <p>今年度については、西郡住宅、安中住宅を中心に、空き区画の多い駐車場を活用して、コインパーキングの導入の検討を進めており、今年度中に事業者の選定を実施し、次年度からコインパーキングの運用を開始したいと考えております。</p>

			<p>住民に開放するなどの対応が必要である。あるいは、駐車場の空き区画を時間貸駐車場として使用する事業者を公募し、所定の選定基準に基づき、市に最も有利な提案をしたものを事業者として選定し「使用許可」した上で駐車場運営を委託するといった方法を模索すべきである。</p>	<p>ら、市営住宅機能更新事業計画を進める中で検討していくこととなります。</p>	
4	住宅管理課	借上げ住宅の留意点について	<p>市では現在借上の公営住宅はない。ただし既存の公営住宅のうち老朽化が進み、現在公営住宅を建替えるか、あるいは民間が新設した住宅を全室借り上げるなどを検討していかねばならない。</p> <p>公営住宅を設置している地区は、近隣に民間事業者の賃貸物件がある場合が少なく、既存の賃貸物件の個室ごとの借り上げは現実には困難であるため、一棟全体の借上が必要になることが予想される。この場合、民間の建設コスト回収将来の入居率の低下に関わらず、市が実質全室賃料の入居保証し将来の負担を残すことのないように留意する必要がある。</p> <p>バブル経済で地価高騰した頃、中堅所得者層に対し地価高騰の影響が賃料に転嫁されることがないよう安定して住宅を提供し、また農地の有効活用する観点から国の施策として全国の住宅供給公社において借上賃貸住宅制度が推進された。生産緑地法に基づく農地の有効活用農家の土地オーナーに対し、賃貸用建物をオーナー借金により建設させ、公社から受ける借上期間の賃料保証(入居者100%を前提)を原資に建設資金を弁済し利益を得るというプランを提供した。</p> <p>ところが、①制度自体地価が高騰しつづけると仮定し、毎年入居者負担額が一定増加する設計であったが、賃貸住宅の建設が完了したころにはすでにバブルがはじけ、地価は下落基調にあったため、逓増家賃が近隣相場に比して、高くなるころには入居者が減少していった。②公社は、入居者の支払う逓増家賃と公社が負担する毎年低減する所得補てん補助金の合計(家賃保証)をオーナーに支払うことで採算のとれるプランであったが、上記の理由で入居者が減少したため、その損失部分を公社が抱える結果となった。</p> <p>公営住宅の入居率は低下していくことが当然予測されるため、借上住宅の契約締結にはこの点を十分に念頭に置く必要がある。</p>	<p>現時点で、具体的に借上げ公営住宅の導入の計画はありませんが、借上げ住宅を活用する際には指摘事項に留意しながら検討することといたします。</p>	<p>現時点で、具体的に借上げ公営住宅の導入の計画はありませんが、借上げ住宅を活用する際には指摘事項に留意しながら検討することといたします。</p>

5	住宅管理課	退去後の滞納債権処理について	<p>平成20年度においては、現年度に調定を行った住宅使用料(現年度分)の収納率は92%程度であり、高い水準を確保できているが、平成20年度以前に調定を行った住宅使用料(滞納残高)に対する収納率は6%と非常に低い水準となっている(供託者滞納額を含む)。</p> <p>滞納残高のうち、入居者からの回収状況と比較して、退去済み滞納者からの回収率は非常に低く、退去済み滞納者からの回収が進んでいない。これは、現年度の調定額徴収を優先している上、退去者は退去済みであるため滞納額が増加しないからである。</p> <p>退去後長期間を経過している滞納者の「逃げ得」を許さないためにも、入居者のみならず、退去者からの回収を徹底していく必要があると考える。</p>	<p>平成 23 年 12 月に最高裁判決により、住宅の明渡を求め、退去した3名に対して確定判決に基づき、給与、預貯金の債権について差押を行い、滞納債権の回収に努めているところであります。</p> <p>なお、その他の退去済み滞納者に対する求償につきましては、平成 25 年度に債権回収業務の民間委託を検討し、手続を進めていくこととしております。</p>	<p>平成 23 年 12 月に最高裁判決により、住宅の明渡を求め、退去した3名に対して確定判決に基づき、給与、預貯金の債権について差押を行い、滞納債権の回収に努めているところであります。</p> <p>なお、その他の退去済み滞納者に対する求償につきましては、平成 25 年度中に委託事業者を選定し、次年度以降、具体的に退去滞納者に対する債権回収業務を進める予定です。</p>
6	住宅管理課	共益費の算定について	<p>共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。</p> <p>この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として收受すべきものを收受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考え。</p>	<p>平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に見直しを行う予定です。本市の市営住宅の設備については老朽化している住宅も多いため、共用部分の維持管理に通常以上の経費がかかっており、全てを共益費に含み居住者の負担へと転嫁することは困難であると考えますが共益費の見直しの際には、指摘のあった費用項目について検討することといたします。</p>	<p>平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に見直しを行う予定です。本市の市営住宅の設備については老朽化している住宅も多いため、共用部分の維持管理に通常以上の経費がかかっており、全てを共益費に含み居住者の負担へと転嫁することは困難であると考えますが共益費の見直しの際には、指摘のあった費用項目について検討することといたします。</p>

9. 下水道使用料・受益者負担金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	下水道経営企画課	下水道受益者負担金の徴収事務について	<p>受益者負担金の賦課徴収事務は現在下水道総務課によって行われている。下水道使用料は水道料金と合わせて水道局で徴収事務が行われている。受益者負担金の収納率は高い水準を確保しているところであるが、収納率のさらなる向上のためには、受益者負担金の徴収事務についても水道局で行った方が、受益者負担金のみ滞納整理を下水道総務課で行うよりも、債権管理面でのメリットがあると思料され徴収事務を一元化することにより受益者負担金と下水道使用料の連動した対応が可能であると考えられる。</p>	<p>上下水道一本化に向けての課題等の検討や下水道事業の地方公営企業法の平成 27 年 4 月適用に向けた取り組みを行っています。今後の検討や取り組みの中で、引き続き受益者負担金と下水道使用料の徴収事務の一元化についても検討を行います。</p>	<p>上下水道一本化に向けての課題等の検討や下水道事業の地方公営企業法の平成 27 年 4 月適用に向けた取り組みを行っています。今後の検討や取り組みの中で、引き続き受益者負担金と下水道使用料の徴収事務の一元化についても検討を行います。</p>

10. 水道料金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	経営総務課	水道料金の見直しについて	<p>水道事業は市民生活に身近で不可欠なサービスであり、公共の福祉の観点から、市は受益者に安全で低料金のサービスを継続的に提供する義務がある。一方で、地方公営企業として健全経営を確保して運営する必要も存在する。人口や水需要の減少によって水道料金収入は徐々に減少していくと想定される現状において健全な経営を確保するためには、適正な料金水準設定と料金徴収率の向上に向けた努力が重要である。</p> <p>人件費や工事費の抑制、予算のマイナスシーリングにより供給単価と給水原価の差額は年々減少しているが、依然として供給単価に比して給水原価が上回っており、供給に比例して赤字が発生する体質となっている。水道事業の健全化のために、受益者負担の観点から適正に必要なコストを積算し水道料金の見直しを行う時期が到来しているのではないだろうか。</p>	<p>H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>八尾市水道ビジョンに基づき、施設及び管路の耐震化を積極的に取組むとともに、大阪広域水道企業団による府域一水道に向けた動向を注視しつつ、水需要減少に伴う施設のダウンサイジング等の検討を行っているところであります。</p> <p>平成26年度以降においては、建設改良にかかる経費の増嵩や将来の減価償却負担増が見込まれ、財政の健全化を維持しつつ、安全で安心な水を供給するためにも、長期的な視点にたった水道料金制度の見直しは不可避であると考えております。</p> <p>今後、費用削減に向けた経営努力を重ねつつ、他市の動向を踏まえた逡増度のあり方の検証、料金負担の適正化、水道大口使用者の需要喚起、他水源からの水道回帰を目指した水道料金制度の見直しを具体的に進める予定であります。</p>	<p>H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>本年度は、現行料金の算定期間(平成22年10月～平成26年3月)の最終年度であり、改定の有無に関わらず料金見直し年度となっています。</p> <p>現在作成中の平成42年度までの長期財政計画(暫定版)において、今後4年程度の収支均衡は見込める予定であります。最終的な改定時期の見極めのため、将来の耐震化を含む更新事業費等の精査の途上であります。</p> <p>逡増度のあり方や、料金負担の適正化、水道大口使用者の需要喚起、他水源からの水道回帰を目指した水道料金制度の見直し等根本的課題については、現在水道事業の広域連携研究を進めている東水協総務部会等の場も利用し、他市動向の把握に努め、本市下水道使用料との整合性も考慮しながら引続き検討を進める予定であります。</p>

11. 幼稚園入園料・保育料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	教育政策課	入園料及び保育料の値上げについて	<p>大阪府下の他の市と比較してみると、大阪府下の公私立幼稚園の平均保育料は、約 103,000 円となっており、八尾市立幼稚園の保育料は約 1万円低くなっており、順位も35市中25番目となっており、比較的低い保育料であるといえる。</p> <p>次に、据置期間をみてみると、八尾市立幼稚園の保育料は年額 93,500 円であり、平成7年度に改定されて以来、現在まで 14 年間据え置かれており、入園料についても、昭和 53 年に改定されて以来、現在まで 31 年間据え置かれており、他の使用料等の改定状況からしても、長期間据え置かれているといえる。さらに、八尾市立幼稚園の入園料及び保育料を幼稚園費で除して、受益者負担割合を算定してみると、15%で推移しており、大半は市の負担のうえに成り立っていることがわかる。</p> <p>一方、市も、八尾市幼稚園審議会の平成 22 年7月の答申を受けて、入園料及び保育料の改定を検討中であるが、幼稚園を巡っては、平成 22 年6月 29 日に少子化社会対策会議において「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」が決定されている。これに基づき「子ども・子育て新システムの検討会議」の作業グループの下で、幼保一体化の制度の詳細について検討されており、入園料及び保育料の価格制度</p>	<p>H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現在、公立の就学前施設での幼保一体化施設の整備について、保育担当所管と検討を重ねております。</p> <p>入園料及び保育料については、平成 24 年 8 月に成立された子ども・子育て関連3法における新制度の内容を注視するとともに、本市の使用料全体の考え方に沿って検討し、方針を確定してまいります。</p> <p>なお、幼稚園教員等の職員数については、園児数及び学級数により、本市の配置基準に則り適正かつ必要最小限の配置を行っているところでありますが、幼保一体化に向けた検討課題の一つとして、職員数の削減等について検討してまいります。</p>	<p>H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現在、公立の就学前施設での幼保一体化施設の整備について、保育担当所管と検討を重ねております。</p> <p>入園料及び保育料については、平成 24 年 8 月に成立された子ども・子育て関連3法における新制度の内容を注視するとともに、国の幼児教育無償化の動向を踏まえ、本市の使用料全体の考え方に沿って検討し、方針を確定してまいります。</p> <p>なお、幼稚園教員等の職員数については、園児数及び学級数により、本市の配置基準に則り適正かつ必要最小限の配置を行っているところでありますが、幼保一体化に向けた検討課題の一つとして、職員数の削減等について検討してまいります。</p>

			<p>についても検討されているところである。</p> <p>このように早期値上げは実施しにくい状況にはあるが、大阪府下の他市との比較、据置期間、及び受益者負担割合からすれば、八尾市立幼稚園の入園料及び保育料は値上げも検討すべきであり、制度変更が滞っている場合には、早期に対応されたい。また、現在の入園料及び保育料で据え置いている期間については、職員数の削減等に取り組み、歳出削減に努められたい。</p>		
10	教育政策課	減免制度の見直しについて	<p>減免対象者である、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯のいずれに対しても、全額減免を実施しているため、減免総額が府下で最大である。また、1件あたりの減免金額をみても、高い水準にある。府下の市の大半は、国の補助金(公立幼稚園の幼稚園就園奨励費に係る国庫補助限度額)と同等程度を減免しているのみである。低所得者への負担に十分に配慮しつつも、近年の厳しい経済状況を鑑みれば、減免額の再検討も行うべきではないか。</p>	<p>上記と同様に、入園料・保育料の減免制度についても保育担当所管と協議を重ねており、子ども・子育て支援新制度の内容や本市の使用料全体の考え方に沿って見直しを検討し、方針を確定してまいります。</p>	<p>上記と同様に、入園料・保育料の減免制度についても保育担当所管と協議を重ねており、幼児教育無償化の動向を含め、子ども・子育て支援新制度の内容や本市の使用料全体の考え方に沿って見直しを検討し、方針を確定してまいります。</p>

12. 公有財産の活用

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	財産活用課	公有地の有効活用について	<p>市では、公有地の有効活用を図るべく、公有地有効活用検討委員会において、平成 18 年 1 月までに公用、公共用に活用されていない 41 物件の有効活用について検討を行い、それぞれの行政目的の用途に活用すべき物件についてはその用途に供し、利用計画のない物件については平成 18 年度より5か年の処分計画方針に基づき処分執行を進めている。これにより、処分及び有償貸付等利用中で処理済みと考えられるものが、55,160 m²のうち、32,309 m²、58.6%となっている(検討追加分の処分を含む。)</p> <p>しかし、平成 21 年度より新たに 16,033 m²が検討財産に追加されており、処理済みの 2,271 m²を除いた 13,762 m²が実質的に検討財産に追加されており、36,613 m²の公有地の有効活用が図られていない。</p> <p>その内、売却処分の方針が出ているものが 15,741 m²あるので、実質的には 20,872 m²が有効活用されていない。さらにその内、7,278 m²は八尾市土地開発公社が保有しており、毎年金融機関への支払利息分が簿価に加算されていっている。</p> <p>これに対して、市では、公有地有効活用検討委員会の委員を、政策推進担当部長、総務部長、財政部長、人権文化ふれあい部長、こども未来部長、建築都市部長、土木部長、学校教育部長が担当してお</p>	<p>公有地の有効活用につきましては、本年度より、公共施設の再編や市有財産の有効活用を図るため、市として公共施設マネジメント推進会議を立ち上げ、その中で、包括外部監査でご指摘いただいた各物件を含め、市有財産の有効活用も図るべく、検討を進めていくこととしています。</p> <p>また、八尾市土地開発公社につきましては、平成 25 年度の解散に向け、現在その作業を進めており、八尾市土地開発公社の保有する土地は、市で買い戻すなどの処理をしております。</p>	<p>公有地の有効活用につきましては、これまでに売却処分の方針が出ている物件につきましては、引き続き、売却執行を進めてまいります。</p> <p>一方、既存公共建築物におきましては、公共施設マネジメント基本方針を策定し、今後の施設の長寿命化や機能更新に向けた取り組みを進めているところであり、公共サービスの適正化を図りつつ、施設の複合化や統合化などを進めることにより、新たな公有地が発生してくることも見込まれています。</p> <p>今後の公有地の有効活用につきましては、公共施設マネジメント推進会議において、検討を進めていくこととしています。</p> <p>また、八尾市土地開発公社につきましては、平成 25 年度中に解散することが決定しており、八尾市土地開発公社の保有する土地は、本年度中に市で買い戻しを行うなど、解散の清算手続きを進めてまいります。</p>

			り、横断的な体制により、公有地の有効化を図っているところであるが、取り組みが十分とはいえない。		
12	財政課	八尾市土地開発公社の先行取得用地の早期有効活用について	<p>八尾市土地開発公社の先行取得用地は、期末簿価のうち当初の地権者からの買収金額を示す用地費が 3,092 百万円(58%)に対して、金融機関からの借入による支払利息が、1,963 百万円(37%)を占めている。さらに、先行取得用地の買戻予定は、買戻年度が平成 25 年度以降のものが、金額ベースで全体の 84%、面積ベースで全体の 72%を占めており、今後も支払利息が八尾市土地開発公社保有の先行取得用地に累積していくことが確実である。</p> <p>市では、八尾市土地開発公社に無利息で資金を貸し付ける等、支払利息の圧縮に努めているが、抜本的な改善には至っていない。今後も、長期貸し付けを継続的に実施し、簿価の増加を防止することは、最低限必要な方策であるが、市の財政をこれ以上悪化させないためにも、さらに早期に抜本的な対策を講じる必要がある。</p> <p>まず、道路事業用地については、都市計画との関係上、早期に有効活用を図ることは困難であるが、現在の財政状況を考慮の上、事業の実現可能性が低い用地については、都市計画の変更、事業用地の処分等の対策を講じられたい。また、その他の事業用地については、公有地有効活用検討委員会等により有効活用策が検討されているが、一部の事業用地について早期に有効活用を図られたい。</p>	平成 24 年 7 月 20 日以降平成 25 年 1 月 20 日までの具体的な取組みとしては、平成 25 年度の解散に向けて必要な手続きとして、公社解散の議決、第三セクター等改革推進債の発行の議決、八尾市特別会計条例の改正の議決(土地取得事業特別会計の設置)の各議案及び平成 25 年度予算案を、3 月議会に上程することに向けて準備を進めてきました。	平成 25 年 1 月 20 日以降、平成 25 年 7 月 20 日までの取組みとしては、平成 25 年度の公社解散に向けての必要な手続きとして、3 月議会において、公社解散の議決、第三セクター等改革推進債の発行の議決、八尾市特別会計条例の改正の議決(土地取得事業特別会計の設置)を頂き、4 月に第三セクター等改革推進債の発行に係る起債計画書を大阪府に提出しております。また、9 月議会において、本市保証債務額のうち代物弁済として取得する土地の鑑定価格を控除した債権を放棄する議案を上程するために準備を進めてまいります。

【平成23年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取組み等について

1. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針												
1	教育政策課	小規模校の適正化について	<p>小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であると考える学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(Ⅰ地区、Ⅱ地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="600 598 1043 938"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は 21,519 百万円に上る。</p>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>中学校区内にある全ての学校が小規模化している高安中学校区については、施設一体型の小・中学校を設置して対応することが望ましいと考えており、保護者説明会、住民説明会を開催するなど、現在、保護者や地域住民など関係者の合意形成に向けた取組みを進めているところです。</p> <p>なお、他の中学校区については、それぞれの中学校区の地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら引き続き、検討してまいります。</p>	<p>中学校区内にある全ての学校が小規模化している高安中学校区については、施設一体型の小・中学校を設置して対応することが望ましいと考えており、平成 26 年度末に廃校となる大阪府立八尾支援学校東校の跡地を活用し、平成 28 年度からの施設一体型小・中学校の設置に向けて、保護者説明会、住民説明会を開催するなど、現在、保護者や地域住民など関係者の理解を得るための取組みを進めており、また、議会においては、平成 25 年 6 月定例会で、活用を検討している大阪府立八尾支援学校東校の耐震二次診断にかかる補正予算について議決いただいたところです。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成22年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら引き続き、検討してまいります。</p>
地区	学校園名																
Ⅰ地区	A 中学校																
	B 小学校																
	C 小学校																
	近隣の市立幼稚園																
Ⅱ地区	D 中学校																
	E 小学校																
	F 小学校																
	近隣の市立保育所																

2. 市立幼稚園の運営について

(1)市立幼稚園数の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	教育政策課	市立幼稚園の再編を検討すべきである	<p>現在、市立幼稚園がハード面で余裕のある運営を行っており、また、園の数が多く、園児1人あたり人件費が府内他市町村よりも高額になっている。また、今後も園児数が減少することを考えると、市は市立幼稚園の運営効率化を図るために再編を検討すべきである。</p> <p>この点、市は、幼保一体化を進める中で、幼稚園と保育所を就学前施設一体として捉え効率的な配置を検討しており、幼保一体化を計画的に進めていく必要があるが、まずは暫定的に幼稚園の再編を実施することにより、運営の効率化を早い時点で一部達成することができる。</p> <p>また、市は平成 27 年度までにすべての市立幼稚園の耐震化を完了することとしているが、再編を迅速に完了させることにより、将来の利用が見込めない建物に対する耐震化費用の投資を回避することが可能となることにも留意すべきである。園児の安全確保を図る上で優先的、重点的に耐震補強工事は実施すべきと考えるが、建替時期が近づいている施設等については、二重投資となることを認識して進めるべきである。</p>	<p>市立幼稚園の再編については、八尾市幼稚園審議会答申に基づき、望ましい園規模を確保するために、統廃合について取り組む必要があると考えており、幼稚園の再編もあわせた公立の就学前施設における幼保一体化の推進について基本的な考え方を平成 24 年 12 月にとりまとめました。今後は、この考え方に基づき、必要となる幼保一体化施設の整備に取り組んでまいります。</p> <p>一方で、いつ発生するか分からない大地震に備え、耐震化工事などの施設整備経費は、園児の安全確保を図るためにも最も大切であると考えており、施設の耐震化計画を進める中で、経費の二重投資を避けながら、施設の再編をできる限り進めるよう努めてまいります。</p>	<p>市立幼稚園の再編については、八尾市幼稚園審議会答申に基づき、望ましい園規模を確保するために、統廃合について取り組む必要があると考えており、幼稚園の再編もあわせた公立の就学前施設における幼保一体化の推進について基本的な考え方を平成 24 年 12 月にとりまとめました。今後は、この考え方に基づき、必要となる幼保一体化施設の整備に取り組んでまいります。</p> <p>一方で、いつ発生するか分からない大地震に備え、耐震化工事などの施設整備経費は、園児の安全確保を図るためにも最も大切であると考えており、施設の耐震化計画を進める中で、経費の二重投資を避けながら、施設の再編をできる限り進めるよう努めてまいります。</p>

(2)市立幼稚園の保育料について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	教育政策課	保育料の見直し周期を設定すべきである	<p>市は、保育料の見直し周期を定めておらず、平成 7 年度から 15 年間見直しが行われていない。経済環境の変化への対応や内部の体制・コスト構造の変化などに対応するために、定期的に見直し検討を行うことが望まれる。</p> <p>よって、保育料の見直し周期を規則等で定めたいうえで、改定を行うか否かに関わらず、一定の見直し期間毎に保育料見直しの検討を実施すべきである。</p>	<p>見直し周期については、使用料全体としての考え方に沿って検討する必要があると考えており、幼稚園保育料の見直しとともに検討してまいります。</p>	<p>見直し周期については、使用料全体としての考え方に沿って検討する必要があると考えており、幼稚園保育料の見直しとともに検討してまいります。</p>
4	教育政策課	保育料の見直しを検討することが望まれる	<p>現在、八尾市の受益者負担率は40.9%であり、大阪府内の他市平均41.4%と同水準である。しかし、各市ごとの受益者負担率は、14.2%から113.5%と幅が大きく、また平均の近くに多くの市があるわけでもなく、分散が非常に大きい状況である。これは各市の受益者負担に対する考え方がそれぞれ異なることなどに起因すると考えられる。</p> <p>市においては、長期間保育料の見直しが行われて</p>	<p>現在、公立の就学前施設での幼保一体化施設の整備について、保育担当所管と検討を重ねております。</p> <p>入園料及び保育料については、平成 24 年 8 月に成立された子ども・子育て関連3法における新制度の内容を注視するとともに、本市の使用料全体の考え方に沿って見直しを検討し、方針を確定してまいります。</p>	<p>現在、公立の就学前施設での幼保一体化施設の整備について、保育担当所管と検討を重ねております。</p> <p>入園料及び保育料については、平成 24 年 8 月に成立された子ども・子育て関連3法における新制度の内容を注視するとともに、国の幼児教育無償化の動向を踏まえ、本市の使用料全体の考え方に沿って見直しを検討し、方針を確定</p>

			いない状況であることから、保育料が現状に即した適切な金額であるかを検討することが望まれる。		してまいります。
--	--	--	---	--	----------

(3)保育料の減免について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	教育政策課	減免額の見直しを検討すべきである	減免は運営費のうち利用者が負担すべき金額を公費負担とする措置である。現状の減免制度で、利用者と私立幼稚園に通園する保護者を含むほかの市民との負担の公平・中立性が確保できているかを検討し、その結果によっては減免制度の見直しを実施すべきである。 たとえば、減免措置は、低所得者への幼児教育の機会提供を目的としているため、一律全額免除とするのではなく、所得に応じて段階的な減免割合を設定することなどが考えられる。	上記と同様に、入園料・保育料の減免制度についても保育担当所管と協議を重ねており、子ども・子育て支援新制度の内容や本市の使用料全体の考え方に沿って見直しを検討し、方針を確定してまいります。	上記と同様に、入園料・保育料の減免制度についても保育担当所管と協議を重ねており、幼児教育無償化の動向を含め、子ども・子育て支援新制度の内容や本市の使用料全体の考え方に沿って見直しを検討し、方針を確定してまいります。

(5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきである。 なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼も検討すべきである。 また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。 ・医療機関別の医療券使用状況の分析 ・健康保険のレセプト等関連する書類との照合 ・医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために、チェック方法について検討を行っています。	公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために、チェック方法について検討を行っています。

【平成24年度】水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について
(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

1. 経営管理体制の確立について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	経営総務課	固定資産の現物調査について	会計規程では、固定資産について毎事業年度1回以上現物調査を行うことが規定されている。 会計規程に従った1年に1回の固定資産の現物調査の実施もしくは実務に即した現物調査の規定の見直しが必要である。	既に、臨時に固定資産の実態調査を行っており、一部登録内容と不一致と分については修正済みです。 固定資産については土地、建物から工具及び備品の類に至るまで多岐にわたっており、現物調査の手法や必要性の程度に差があると考えられます。これらの点を踏まえ規程と齟齬を解消するため、現物調査と規程の双方について見直しの予定であります。
2	経営総務課	備品の現物調査について	市水道局は、会計規程に従った1年に1回の現物調査を実施すべきであった。 なお、固定資産台帳に登載されているものについては備品整理簿から外す等で、資産管理の重複を避けることが望まれる。	固定資産の現物調査の見直しに併せた対応を考えています。 重複管理の指摘については、現在備品整理簿の管理対象は固定資産に属しないもの(取得価格消費税抜きで10万円未満のもの)となっております。なお、固定資産に属する備品は財務会計システムで管理しております。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 中長期的に持続可能な水道事業の経営に向けて

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	経営総務課 施設整備課	水道局全体としての経営計画の策定について	管路耐震化計画及びダウンサイジングの検討を含めた配水施設の更新を有機的に結合した中長期的な経営計画が策定されていない。 管路耐震化・配水施設の更新等を含めた総合的な中長期的経営計画の策定が必要である。	事業及び財政の長期見通しについては、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取り組み状況に関する調査」の機会に今後40年程度先までの事業と損益収支・資金状況について試算を行っております(平成21年度厚生労働省提出)が、施設のダウンサイジング等も織り込んだ、直近の事業見込に基づく経営計画は策定しておりませんでした。 平成25年度当初において、平成42年度までの長期財政計画(暫定版)の作成に着手しており、現在、将来の耐震化を含む更新事業費等の精査等について事業課と調整中であります。

2. 将来の資金繰りを考慮した料金設定について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	経営総務課	資金繰りを考慮した料金改定の必要性について	現在は損益ベースでの料金体系としているが、現金預金残高、収支差額及び企業債残高による資金繰りを考慮した料金改定の検討が必要である。	長期財政計画(暫定版)の作成途上において、複数料金改定パターンにおける資金増減について試算を行っておりますが、今後は「平成24年度包括外部監査の結果報告書」に例示されたように、起債依存度についても複数パターンでの試算を行い、資金繰り見込を予測した上で、料金体系における資金ベースの考え方の加味について検討していく予定であります。
3	経営総務課	適時な料金体系の検討について	最終の料金改定から10年以上が経過し、経営環境が変動しているため、これに合わせた適時の料金改定を検討すべきである。	本年度は、現行料金の算定期間(平成22年10月～平成26年3月)の最終年度であり、改定の有無に関わらず料金見直し(検証)の年度となっております。 現在作成中の平成42年度までの長期財政計画(暫定版)において、今後4年程度の収支均衡は見込める予定ですが、最終的な改定期の見極めのため、将来の耐震化を含む更新事業費等の精査の途上であります。

3. 加入金の取り扱いについて

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	お客さまサービス課	加入金のあり方について	市においては、水道事業の整備はほぼ完了しており、現在は新規拡張工事がなく、加入金のあり方を見直す時期にきていると考えられる。 将来のしかるべき時期の水道料金改定時に、水道料金算定計算において、加入金として徴収するので	本市の第6次拡張事業は平成16年3月に完成しておりますが、配水管整備事業については、現在まで継続して実施しております。市内には未整備の都市計画道路や配水管の整備が完了していない区間もまだ多数存在し、また、老朽管の更新、水道施設や配水管の耐震化も急務であります。平成24年度末における管路の耐震化率は15.8%、ポンプ所の耐震化率は18.3%、配水池耐震化率は44.3%にとどまっており、今後も施設の整備及び維持には多額の資金を必要といたします。

		はなく、水道料金として徴収するような料金体系とするほうが、加入金の制度趣旨からすると、望ましいと考える。	加入金制度につきましては、これらの財源の確保や使用者間の負担の公平という観点からまだ必要であると考えておりますが、その金額につきましては料金の見直しとともに行ってまいります。
--	--	--	---

4. 効率的な資金運用について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	経営総務課	現金預金の運用について	平成 23 年度における資金状況であれば、1,000,000 千円の資金運用が可能であったが効率的な資金運用を行っていなかった。 適切な資金残高と資金運用額のバランスの検討が必要である。	局ではペイオフ完全実施時の対応として、平成14年度に運用基準等を定め、また、平成23年には「金融機関破綻等に伴う危機管理対応マニュアル」を整備し、地方公営企業法施行令第22条の6にいう「確実かつ有利な方法」による資金運用に努めてきたところであります。 ご意見の部分については、預入先金融機関の運用先として当時経済情勢に懸念のある欧州関係がどの程度含まれるか把握が難しく、運用の安全性について十分に説明責任を果たすことが困難であるとの判断で、積極的な運用を控えていたことによるもので、現在では通常規模での運用としています。 今後については、余剰資金について安全性を確保した上で効率的な運用ができるよう、金融機関以外に、資金需要に応じ、本市の他会計への短期資金貸付も検討することとし、双方会計において効果が得られる形を目指し調整を行っているところであります。

5. 経営管理体制の確立について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H25.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	お客さまサービス課 工事管理課	滞納債権の発生原因別の管理について	市水道局では、滞納債権を発生原因別に分類できるような管理をしていない。 滞納債権の有効な管理方法である、発生原因別の管理を行うことを検討すべきである。	滞納整理の現場においては、個々の事案ごとではあるが、必要に応じて滞納者の生活状況等を聴取するなどして、滞納の発生原因の把握に努めております。 滞納債権の管理について検討した結果、現行の水道料金システムにおいては、滞納分の原因となり得る理由等から原因別債権の件数や金額等の集計は出来ないため、滞納債権となる要因の分類により効果的な料金徴収事務を推進していけるよう、今後の水道料金システム更新時にあわせて検討していきます。
7	お客さまサービス課	口座振替の促進について	口座振替の方が納付制よりも収納率が高いことや、現金管理事務の効率化の観点から、口座振替制への変更を促進すべきである。	口座振替の推進については、これまで、新たに水道の使用を開始されたお客さまに開栓のご案内を送付する際に、口座振替申込書を同封するほか、口座振替をご希望されるお客さまには郵送で申込書を送付するなどの取り組みを行っております。 また、平成22年度より、市内転居された場合、お客さまのご希望に基づき、手続簡素化の視点から転居前の料金振替口座の引継を行うなど、口座振替率の維持に努めております。 口座振替制への変更の促進については、納付制のお客さまに対して、今後は、適時納入通知書送付時にも口座振替申込書の同封を行ってまいります。
8	経営総務課	退職手当支給に係る一般会計等との負担関係の明確化について	退職手当の市の負担方法は最終所属部門による全額負担となっているため、退職手当と水道事業への役務の提供とが整合していない。 水道事業に従事した対価分について退職手当を負担すべく、市水道局と一般会計等との退職手当の支給に関する負担関係を明確にする必要がある。	在職中の所属期間による、退職手当の負担の按分については、個別職員の採用から退職に至る長期にわたる履歴記録の整備が条件ではありますが、最も効率的で、各会計間で過不足のない負担方法を取るため、今後企業会計化の予定されている下水道担当部局等で、考え方について情報交換している段階であります。